

確定申告（所得税・復興特別所得税など）と市県民税の申告は 3月15日(月)まで

税務署では、新型コロナウイルス感染症対策として、確定申告会場の混雑緩和を図るため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。自宅から申告することができるe-Taxをぜひご利用ください。

所得税・復興特別所得税

【確定申告が必要な人】

①令和2年中の各種所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額を基に計算した税額が、配当控除を超える次のような人

▼商売をしている人(商工業、農漁業、自由業など事業から生じる収入のある人)

▼土地・建物などを売った人
▼土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入がある人

②給与と所得者で次のような人
▼給与の収入金額が2千万円を超える人

▼給与以外の所得が20万円を超える人

※次のような人は申告をする
と、源泉徴収された所得税

が還付される場合があります。

▼給与と所得者で雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などを受けることができる人

▼令和2年の途中で退職した後、再就職しなかったため、年末調整を受けていない人

【確定申告の際に必要なもの】

▼収支内訳書または青色申告決算書

▼申告書用紙が送られている人は、その申告書用紙および納付書用紙

▼「確定申告のお知らせ」はがき(送付されている人のみ)

▼給与、公的年金収入がある人は、源泉徴収票

▼生命保険料、地震(旧長期損害)保険料の支払証明書
▼国民健康保険料、国民年金などの社会保険料の支払額が分かる書類

▼医療費控除の明細書

※医療費控除を受けるためには、領収書をもとに作成した「医療費控除明細書」の添付が必要です。

▼寄付金(ふるさと納税のワンストップ分も含む)の領収証

▼筆記用具、計算用具など
▼印鑑、預貯金口座番号(申告者名義のものに限る)が分かるもの

▼マイナンバーカード(マイナンバーカードを持っていない人は、左記参照)

マイナンバーカードを持っていない人	
マイナンバーの確認	身元(実在)の確認
通知カード	運転免許証
住民票(番号つき)	パスポート
など	など

消費税および地方消費税

【個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税】

申告と納税の期間は、3月31日(水)までです。

課税期間の課税取引を税率ごとに区分できるように「課税取引金額計算表」を用いて整理しておいてください。

贈与税

【贈与税の申告と納税】

令和2年中に個人からもらった財産の価値が、110万円を超える場合には贈与税の申告が必要です。

申告と納税の期間は、2月1日(月)～3月15日(月)です。

納税は期限内に！

振替納付日		納期限	
消費税	所得税	消費税	所得税 贈与税
4月23日(金)	4月19日(月)	3月31日(水)	3月15日(月)

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む)については、指定の預貯金口座から自動振替により納税すること

とができます。
「預貯金口座振替依頼書」を税務署または取引先の金融機関に、申告期限までに提出するだけで利用できます。

e-Taxのメリット

- ①自宅などからネット(スマートフォン)で!
- ②24時間いつでも利用可能
- ③還付がスピーディー
- ④添付書類を提出省略



詳しくは **国税庁** で **検索**

「入場整理券」の発行には LINEが便利です！

新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付するほかLINEで事前発行します。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。新居浜税務署には確定申告会場を設置していませんのでご注意ください。

※来場の際は、マスクをしていただき、入場の際の検温の実施にご協力をお願いします。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

確定申告会場当日配布

入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

または

オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁公式アカウントを友達追加してください。

友達追加は
こちらから



【所得税・消費税・贈与税に関する問い合わせ】
新居浜税務署 ☎ 33-4145

※当日、37・5度以上の発熱があるなど、体調がすぐれない場合は来場を控えてください。

- ▼前年中収入がなかった人（所得証明が必要な人を除く）
- ※なお、年金収入400万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が、20万円以下の場合、還付申告以外の確定申告が不要となりますが、市県民税の申告が必要な場合があります。
- ▼所得税の確定申告をした人（市県民税の申告書を提出したものとみなされます）
- ▼前年中収入がなかった人（所得証明が必要な人を除く）
- ※なお、年金収入400万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が、20万円以下の場合、還付申告以外の確定申告が不要となりますが、市県民税の申告が必要な場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、日程が変更になる場合があります。

日程	場所
2月15日(月)	浮島公民館 (10時～16時) 多喜浜公民館 (10時～16時)
2月16日(火)	神郷公民館 垣生公民館
2月17日(水)	角野公民館
2月18日(木)	泉川公民館
2月19日(金)	高津公民館
2月22日(月)	別子山支所 (10時～15時30分) 大島交流センター (10時～14時)
2月23日(火)	船木公民館
2月24日(水)	中萩公民館 (萩生地区10時30分～16時)
2月25日(木)	中萩公民館 (萩生地区以外)
2月26日(金)	大生院公民館
3月2日(火)～ 15日(月)	市役所2階21会議室 (土・日・祝は除く)

【市県民税申告相談会場のご案内】
受付時間 9時30分～16時
(詳細は左記参照)

市県民税

【市県民税の申告が必要な人】
令和3年1月1日現在、新居浜市内に住所がある人は、市県民税の申告が必要です。市税務署から案内のながきが送付されている人は、会場で申告してください。

10時までは、B入り口横のタクシー乗り場前の特設入り口から入場ください。なお、公的年金を受給している人を主な対象として、2月3日(水)から同会場で申告相談をお受けしています。

【確定申告会場のご案内】

時間 受付	日程	場所
9時～16時	2月16日(火)～ 3月15日(月) (土・日・祝は除く)	イオンモール新居浜 2階イオンホール

【市県民税に関する問い合わせ】
市民税課 ☎ 65-1224
FAX 65-1255

～四国税理士会新居浜支部の無料相談会～

所得税・贈与税・相続税などに関する無料税務相談会を開催します。お気軽にお越しください。

日時：2月22日(月) 10:00～16:00 場所：市役所2階21会議室
☎ 税務支援担当税理士 譽田 幸弘 ☎ 47-8691